

名古屋市教育委員会定例会

平成 24 年 7 月 25 日
午前 9 時 35 分
教育委員会室

議 案

- 第 50 号議案 陳情審査について
第 51 号議案 平成 25 年度使用教科用図書採択について
第 52 号議案 名古屋市女性会館運営審議会委員の委嘱について
第 53 号議案 名古屋市博物館協議会委員の任命について

出席者

三 林 久 美 委員長
永 井 幸 代 委 員
古 川 隆 委 員
野 田 敦 敬 委 員
服 部 はつ代 委 員
伊 藤 彰 教育長
教育次長始め、事務局職員 29 名

(三林委員長)

ただ今から、教育委員会定例会を開催いたします。

最初に議事運営についてお諮りいたします

第 52 号議案及び第 53 号議案は、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議し、会議録につきましても非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

本日の審議に先立ちまして、3 名から傍聴の申し出がありましたので、名古屋市教育委員会傍聴規則第 2 条により、許可いたしたいと思いますが、ご意見はございますでしょうか。

(各委員)
異議なし。

(三林委員長)
それでは、傍聴人の方に入室していただきます。

【傍聴人の入室】

傍聴される方々にお願いいたします。名古屋市教育委員会傍聴規則第4条により、次の2点を守っていただくことになります。

1点目は、委員その他出席者の言論に対し批評を加え又は可否を表さないこと、2点目は、私語その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと、の2点であります。また、同規則第5条により、録音等については禁止しております。

それでは、第50号議案「陳情審査について」を議題といたします。
審議に先立ちまして、陳情者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありました。会議の運営上、代表者1名に5分以内で陳述を許可することにしたいと思っておりますが、ご意見はございますでしょうか。

(各委員)
異議なし。

(三林委員長)
それでは、陳述人の方に入室していただきます。

【陳述人の入室】

(三林委員長)
口頭陳述される方々にお願いします。
会議の円滑な運営を図るため、口頭陳述は5分以内で行うようお願いいたします。それでは、陳述を始めてください。

【陳述人が入室し、口頭陳述がなされた。】

(三林委員長)
これもちまして、口頭陳述を終了します。
それでは、第50号議案「陳情審査について」、事務局の説明を求めます。

(金田指導室長)
社会科の学習指導要領には、学年によって表記の差異はあるものの、「国旗と国歌の意義を理解させ」「それらを尊重する態度を育てるように配慮すること」と述べら

れています。また、特別活動の学習指導要領には、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」、小学校音楽の学習指導要領には「国歌“君が代”は、いずれの学年においても歌えるように指導すること」と述べられています。

特別活動の学習指導要領解説においては、「日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、児童生徒が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して一層正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることは重要なことである」とも述べられています。

本市では、学習指導要領に基づき、小学校4年生の社会では「我が国には国旗があり、国旗を大切にしていること」を、5年生では「国旗にどのような意味があるのかについて調べる」ことを、6年生では「国旗・国歌の成り立ちを調べ、国旗や国歌の果たしている役割を考えるようにする」ことを、中学校公民では「国旗の由来をつかませ」、「国旗や国歌は国の象徴であり、相互に尊重することが大切であることを理解させること」を、教育課程に示しています。

音楽においても、小学校1年生から6年生まで、教材に「君が代」を取り上げ、儀式や学校行事との関連により適切な時期を選び、指導することを、教育課程に示しているところです。

また、すべての市立学校では、卒業式・入学式において、国旗を掲揚し、国歌を斉唱しています。

今後も、学習指導要領に基づき、国旗・国歌の意義を理解させ、それらを尊重する態度を育てていきたいと考えています。

以上で説明を終わります。

(三林委員長)

ありがとうございました。陳述人の方の指摘の中に、学習指導要領は内規なのではないか、つまり拘束するようなものではないのではないか、という意見がありました。が、それについてのご説明はありますか。

(金田指導室長)

学習指導要領は文部科学省が示しているものでございます。私どもはその学習指導要領の趣旨に従って、教育活動を進めています。

(三林委員長)

これを外れるようなことはありませんか。

(金田指導室長)

学習指導要領に基づきまして、名古屋市指導室では教育課程というものを示しております。各学校は教育課程に示されたことを参考にして学習活動を展開しています。

(三林委員長)

陳述の中にありました、北方領土の記載と竹島・尖閣の記載については間違いないでしょうか。

(橋本指導主事)

国は、小学校では北方領土は我が国固有の領土であること、中学校ではそれに加え、我が国と韓国の間には竹島をめぐって主張に相違があることなど、我が国の領土・領域について理解を深めさせることが必要であるとしています。

(伊藤教育長)

教科書に記述があるかどうかについては。

(橋本指導主事)

本市が使用している小学校社会科教科書では北方領土について文章による記述があり、中学校社会科教科書では北方領土と竹島、尖閣諸島について文章による記述があります。

(野田委員)

尖閣諸島のことなどについての教科書の問題ですが、昨年度の教科書の採択には私は関わっていませんが、例えば今使われている小学校の教科書は23年度から使われていますが、22年度に採択、21年度に検定、とすると、編集されているのは20年度前後になりますので、ものすごくタイムリーな情報は載せられない、という教科書採択の事情がありますので、現行の教科書の中ではなかなか難しいのではないかな、と思います。また、トータルな部分で現場の先生方の意見や教育委員会事務局での調査などを踏まえて採択していますので、その部分だけとりあげるのはどうかな、と思います。

それから学習指導要領についてですが、私も全部目を通してはいますが、構成上、特活の中で国旗国歌が扱われているので、学習指導要領の扱い自体を変えないとなかなか前の方にするのは難しいと思います。総則の中に載せるように国が決めていけばそうなると思います。本教育委員会だけで決められることではないと思います。学習指導要領は私の認識では準法規ととらえています。そういう意味で国が考えることかと思えます。

国家観についてですが、私は国家観がしっかりしていないのではなく、スピーチが苦手だというように思います。2年前にCOP10が名古屋でありました。私も参加しましたが、各国の子ども達がスピーチをする様子を見て、スピーチでのアピールという点で、日本の子どもたちは少し考えていかなければならないな、と思いました。ただ、現行の学習指導要領では、言語活動の充実ということで、弱いところを踏まえた改訂をされているので、今後期待したいと思っています。

先ほど指導室長さんから、今名古屋が取り組んでいる、国旗国歌をめぐる現状についてお話がありましたが、もうすぐオリンピックがありますし、さまざまな世界大会がある折りに、日本の子どもたちが日本人選手を応援する、という機会を見ますと、少し前以上に日本の子どもたちが、日本人としての気持ちも高まっているし、学校現

場の中でも、私が教員をやっていた時代よりも、より一層国旗国歌に対する指導が強調されていると思います。

(古川委員)

陳述の中であった国土のことは陳述書に書いてないので、別問題だと思います。本来の陳述書にある国旗と国歌について意見を述べたいと思います。書いてある内容は私は素晴らしい内容だと思います。私たち日本人が日本人としての気概、国を愛する心、もっと日本人たる心を持つように日本を変えていかないといけないと思います。

私は団塊の世代ですが、終戦後にGHQが来て、日本人を日本人たらしめない教育をしようという意図があったということで、国旗を掲げることが後ろめたいような時代もあったわけです。しかしながら、野田委員がおっしゃったように、少しずつ、日本人の気概を堂々と言うような時代になってきました。私は時間はかかりますが、日本の今の教育は、国旗国歌の尊重を、前向きにやっていこう、というようになってきていると思います。この陳述書は時間はかかるけれども前向きに取り組むべきだと考えています。

(三林委員長)

他にご意見もないようですので、第 50 号議案について、お諮りいたします。

「国旗と国歌について学校で子供たちにきちんと教えることを求める陳情」については、本市では、学習指導要領に基づき、教育課程において、国旗・国歌の成り立ちを調べ、国旗や国歌の果たしている役割を考えるようにすることや、すべての学年で「君が代」を歌えるように指導することを示しているところであり、すべての市立学校で、卒業式・入学式において、国旗を掲揚し、国家を斉唱している状況であるということです。今回の陳情につきましては、ご意見として「ききおく」としてはいかがでしょう。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、陳情審査が終了いたしましたので、陳述人の方はご退室ください。

【陳述人の退室】

(三林委員長)

続きまして、第 51 号議案「平成 25 年度使用教科用図書の採択について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(金田指導室長)

まず、小学校・中学校・特別支援学校教科用図書の採択についてご説明いたします。資料の確認をさせていただきます。お手元には、「平成 25 年度使用教科用図書一覧表」「参考資料 平成 25 年度使用特別支援学校・特別支援学級用教科用図書研究報告書のまとめ」をご用意させていただきました。

また、小学校・中学校・特別支援学校用の教科書目録と特別支援学校・特別支援学級における「教科用図書調査研究報告書」の原本については、委員長さんの机の上に置かせていただきました。

第 51 号議案 平成 25 年度使用教科用図書の採択につきましては、4 月の教育委員会において、採択基本方針を決定していただきました。本日写しとして委員の皆様にお配りしてあります。採択基本方針 1 の(1)(2)では、教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 14 条の規定により、同一教科用図書を採択する期間は 4 年間と定められていることを踏まえて、「小学校用と中学校用教科用図書は、平成 24 年度と同一のものを採択する」となっております。

同一教科用図書を採択する期間 4 年間の特例として、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第 6 条」で、「採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合や、採択地区が設定又は変更された場合」が示されています。文部科学省より送付された「平成 25 年度の教科書目録」には、現在、名古屋市が使用している教科用図書のすべてが掲載されており、平成 25 年度の供給に支障はありません。

また、採択地区の変更等もなく、施行規則第 6 条に該当するものがないことを、事務局で確認させていただきました。

そこで、採択基本方針に従い、お手元の「平成 25 年度使用教科用図書一覧表」の 1 ページ・2 ページにお示ししましたように、採択決定をお願いいたします。

次に、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級用教科用図書について、ご説明いたします。

特別支援学校用教科用図書は採択基本方針 1 の(3)に、「特別支援学校用教科用図書は、特別支援学校知的障害者用教科用図書を採択する」とあります。これが「平成 25 年度使用教科用図書一覧表」の 3 ページでございます。

基本方針 1 の(4)には、「特別支援学級及び特別支援学校において使用する学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書は、児童・生徒の特性に応じて採択する。ただし、小学校用及び中学校用教科用図書と同一種目のものを使用する場合は、採択したもののなかから選ぶものとする」とあります。

特別支援学校・特別支援学級設置校では、校長を長とする「教科用図書調査研究協議会」を設置し、児童・生徒の特性に応じた適切な教科用図書の調査研究をしてまいりました。その結果は、「平成 25 年度使用教科用図書調査研究報告書」として提出され、委員長さんの机の上に、その原本の綴りを置かせていただきました。

各校より出された報告書を集約したものが、お手元の参考資料でございます。

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級用として、児童生徒の実態に合わせて採択希望が出されたものでございます。よろしく申し上げます。

続きまして、高等学校用教科用図書の採択について、高等学校担当主幹より説明させていただきます。

(鯉沼高等学校教育担当主幹)

資料の確認をさせていただきます。お手元には、資料1「選定協議会からの答申の写し」、資料2「平成25年度使用高等学校用教科用図書教科別一覧表」、資料3「新学習指導要領に基づく教科書研究報告書」、をご用意させていただきました。

また、窓際には「教科書見本本」の一部及び各学校からの委員長の机上に「平成25年度採択希望教科用図書研究報告書」を置かせていただきました。

それでは、名古屋市立高等学校用の教科用図書について、説明をさせていただきます。

さる5月9日の「第1回高等学校教科用図書選定協議会」におきまして、選定の進め方と調査研究の方法を決めるとともに、5月10日に、校長を長とする「教科用図書研究協議会」を設置するよう、各高等学校へ通知いたしました。

来年度は、すべての教科において、新教育課程が実施されます。それに伴い、主に1年生が使用する教科書は、すべて新しいものになります。

それを受けまして、教科書目録には、昨年度よりも230種多い1187種の教科用図書が掲載されており、各学校は見本本などを利用して、課程や学科、コースなどの学校の実情や生徒の実態に即し、教科書の調査研究を行いました。また、市立高校全体で教科別に各校の代表者が集まって教科研究会を開催し、新しい教科書の研究を行いました。お手元にある教科書研究報告書(資料3)は、そのまとめでございます。

これらの調査研究を経て、6月18日に全市立高等学校から「平成25年度採択希望教科用図書研究報告書」が提出されました。

各校から提出されたこの研究報告書を基に、事務局で教科ごとに整理し直したものが、お手元の資料2でございます。

これらの資料を基に、7月13日の「第2回高等学校教科用図書選定協議会」にて協議をし、資料1の答申をいただきました。

第2回の選定協議会で出されましたご意見としまして、「新しい教科書は図や説明がわかりやすい」「原発や地震などについてもきちんと記述されている」さらに、「防災については、ぜひ授業に生かしてほしい」といったものがありました。

ではここで、資料の見方について担当からご説明申し上げます。

(鈴木指導主事)

資料の見方をご説明します。

資料1については、先ほど主幹が説明しましたように、各校からあがってきましたものをまとめた答申の写しでございます。市立高校14校16課程ございますが、学校別、学年別にまとめたものでございます。

資料2「平成25年度使用高等学校用教科用図書教科別一覧表」をご覧ください。教科別にまとめたものでございます。1枚はねていただくと、「国語」の一覧表がございます。

表の中にある、1・2・3・4という数字は、教科書の使用学年を表しております。

○・□の記号については、○は、教科書を来年度より新しいものに変更する場合、

□は、既に使用している教科書を学年をまたがって連続して使用する場合を表しております。さらに、数字だけの場合は、本年度と同じ教科書を来年度もそのまま継続使用するというを表しております。

次に、資料3「新学習指導要領に基づく教科書研究報告書」をご覧ください。

この研究報告書は、教科研究会において新しい教科書の特色をまとめたものです。

例えば、「国語」は「国語総合」が1ページから4ページまでに各教科書の特色がまとめられています。表の一番右の欄の「校名」には、採択希望している学校名を載せました。

ではここで、各校が、それぞれの学校の実態に合った教科書を希望していることを、国語の教科書を例にしてご説明申し上げます。

まず、資料2の1ページをご覧ください。「国語総合 15 三省堂 国総 305」と「国語総合 15 三省堂 国総 306」を緑高校が希望しています。この教科書は現代文編と古典編の分冊になっているので2段になっています。

採択希望の理由として、「現代文編は、評論教材は定番をおさえつつも、やや難易度が高いものが収録され、充実している」とありました。また、「古典編は、生徒が興味を持って読める教材が精選されている」とありました。

一方、資料3の1ページのNo.4にありますように、この教科書の特色として、「現代文編では、生徒の思考力を高め、物事を論理的に捉える力を育てる価値ある教材が豊富に収録されている。」あるいは「古文編や漢文編では、興味関心を深めながら古典を読み解く力を高める教材が豊富に取り揃えてある」とあります。

このように、緑高校が、生徒の実態に即した採択希望理由を出しておりますが、教科研究会が作成した教科書の特色と合致しています。

次に、資料2で、「国語総合 143 筑摩 国総 321」と「国語総合 143 筑摩 国総 322」を桜台高校の普通科が希望しています。この教科書も現代文編と古典編の分冊になっています。

桜台高校の採択希望の理由として、「現代文編は、言語作品への関心を深めるに適した作品や、論理的思考力を育てる作品、精選された文学作品が他社と比較してバランスよく配置されている」とありました。また、「古典編では、古典分野の入門期として平易な教材が配置され、初歩の学習に適している」とありました。

一方、資料3の3ページのNo.16にありますように、この教科書の特色として、「現代文編では、評論は論理的に明晰で構成力に富んだ作品が掲載されている」とあります。また、「古典編では、古文・漢文の基礎的な学力を育み、その上に発展的な学習を積み上げられるよう、編集されている」とあります。

このように、桜台高校が、生徒の実態に即した採択希望理由を出しておりますが、教科書の特色と合致しています。

次に、資料2で、「国語総合 17 教出 国総 309」を工芸高校が希望しています。

採択希望の理由として、「コラムが生徒の参考になり、発展的知識を身につけられる」とありました。

一方、資料3の2ページのNo.7にありますように、この教科書の特色として、「コラムでは、読解を深め発展的知識を広げるよう配慮されている」とあります。

このように、工芸高校が、生徒の実態に即した採択希望理由を出しておりますが、教科書の特色と合致しています。

以上国語について3校ほどを例にとり、ご説明申し上げましたが、他の教科についても同様であり、どの学校も、課程や学科の特性並びに生徒の実態に即した採択希望理由が、それぞれの教科書の特色と合致していることを選定協議会で確認しました。

説明は以上でございます。

(三林委員長)

説明が終わりましたので、ご意見・ご質問はございませんか。

(野田委員)

小中学校については基本方針通りですので異議はありません。高校について1点確認させてください。

資料3について、各教科の専門の先生方が各教科書の特色をまとめたものですが、この資料が各学校に渡り、各学校がもう一度調査研究されて、選定をしている、ということよろしいですか。

(鈴木指導主事)

おっしゃられた通りです。教科研究会で、各教科書の特色を研究したあとに、それを各学校に持ち帰り、それをもとに、各学校の希望を出しています。それが、答申に上がってきています。

(野田委員)

各学校はそれぞれ特色を持っていますので、それをもとに選定をされているということで、きめ細かい選定だと思います。

(伊藤教育長)

資料3は今年度新しく作成したと思いますが、それまではどのようなやり方ですか。

(鈴木指導主事)

資料3のような研究報告書を作成したのは、今年度が初めてです。今年度、すべての教科で新しい教科書が出るということもあり、このように特色をまとめました。昨年度までは、特に報告書は作りませんでした。教科研究会を通して研究をしておりました。

(野田委員)

初めて作られたとのことですが、大変すばらしいことだと思います。

(三林委員長)

他にご意見もないようですので、第51号議案につきましては、小学校・中学校・特

別支援学校・高等学校とも、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第 52 号議案から第 53 号議案までは非公開となります。

第 52 号議案から第 53 号議案まで非公開にて審議されたため、名古屋市教育委員会
会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午前 10 時 23 分終了